

お知らせ

令和5年度LPガス消費者保安月間

保安対策課

毎年10月は、LPガス消費者保安月間と定められています。保安対策課では、LPガスを使う事業者等の保安意識の向上と事故防止を図ることを目的に下記のとおり啓発活動に取り組みます。

1 実施期間

10月1日（日）から31日（火）

2 月間中の主な取り組み

- (1) 事業所への立入検査並びにリーフレットの配布
- (2) LPガス消費者保安月間の懸垂幕の掲出(消防本部庁舎)
- (3) 本部庁舎電光掲示板にLPガス消費者保安月間に係る「お知らせ」を掲示
- (4) 消防組合ホームページに「お知らせ」を掲載
- (5) 公式 SNS での広報活動



LPガス容器